が著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する郵便物の種類等に整理することができる。

［3～6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国際郵便規則の一部改正）

第二条　国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国際郵便料金の届出） **第三条**　［略］ 2　前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあっては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあっては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。 一　会社が、万国郵便条約第十七条4及び万国郵便条約の施行規則第十七―百一条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合にあっては、優先郵便物及び非優先郵便物（書籍及び冊子を包有するものを除く。） 二　会社が、万国郵便条約第十七条4及び万国郵便条約の施行規則第十七―百一条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合にあっては、書状（航空書簡を含む。）、郵便葉書及び盲人用郵便物 ［3　略］ **第四条**　会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。	（国際郵便料金の届出） **第三条**　［同上］ 2　前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあっては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあっては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。 一　会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則（万国郵便連合憲章に規定する通常郵便に関する施行規則をいう。以下同じ。）第百二十条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合にあっては、優先郵便物及び非優先郵便物（書籍及び冊子を包有するものを除く。） 二　会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則第百二十条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合にあっては、書状（航空書簡を含む。）、郵便葉書及び盲人用郵便物 ［3　同上］ **第四条**　会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。） ［二　略］ 三　変更の届出の場合は、変更を必要とする理由 （法第六十七条第五項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 一　第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留及び受取通知の取扱いの料金 ［二　略］ 三　ＥＭＳ郵便物の料金及びＥＭＳ郵便物に係る取扱いの料金 備考　表中の［　］の記載は注記である。	一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧の対照を明示すること。） ［二　同上］ 三　変更を必要とする理由 （法第六十七条第五項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 一　第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金 ［二　同上］ 三　ＥＭＳの料金及び当該ＥＭＳに係る取扱いの料金

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年十二月二十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五三四二	二九、一一、一五	杉森與志夫
五三四三	二九、一一、一五	福留　聡
五三四四	二九、一一、一五	神村　彰男
五三四五	二九、一一、一五	風張　淳
五三四六	二九、一一、一五	青木　継徳
五三四七	二九、一一、一五	小笠原光規

○法務省告示第五百八十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年十二月二十一日

法務大臣　上川　陽子

住所　神戸市中央区生田町１丁目２番５―202号
孫美都子　昭和61年12月１日生
住所　神戸市北区大沢町上大沢2150番地
張国輝　昭和62年１月７日生
張世豪　平成29年５月８日生
住所　東京都練馬区富士見台１丁目10番３号
劉暁丹　昭和56年２月17日生
劉雨暄　平成21年６月10日生
劉芷暄　平成25年５月10日生
住所　神戸市北区緑町８丁目１番２―902号
裘妤二　昭和38年３月27日生
住所　兵庫県西宮市今津野田町４番19―302号
李大地　平成７年６月29日生
住所　東京都渋谷区本町６丁目６番１―201号
全弘子　昭和28年12月31日生
住所　東京都杉並区高円寺南４丁目45番４―1003号
李幸柱　昭和61年９月４日生
住所　静岡市駿河区稲川３丁目５番３―903号
張廖裕美　昭和48年３月９日生
住所　東京都稲城市向陽台４丁目４番地１
李尚達　昭和36年５月１日生
宋善姫　昭和40年９月８日生